

土木工事共通仕様書 改定概要（主なもの）

《共通編》

第1章 総則

- 1- 1- 2 用語の定義
- 1- 1- 6 施工計画書
- 1- 1-11 工事着手
- 1- 1-12 工事の下請負
- 1- 1-13 下請報告書並びに施工体制台帳
- 1- 1-14 受発注者間の情報共有
- 1- 1-22 建設副産物
- 1- 1-24 数量の算出及び工事完成図書
- 1- 1-28 施工管理
- 1- 1-31 工事中の安全確保
- 1- 1-35 環境対策
- 1- 1-37 交通安全管理
- 1- 1-39 諸法令の遵守

第2章 材料

- 2- 5- 3 アスファルト舗装用骨材
- 2- 8- 1 一般事項
- 2-10- 3 再生用添加剤
- 2-14- 1 道路標識

第3章 一般施工

- 第2節 適用すべき諸基準
- 3- 3- 9 小型標識工
- 3- 3-14 桁製作工
- 3- 4- 4 既製杭工
- 3- 4- 9 鋼管矢板基礎工
- 3- 6- 5 アスファルト舗装工
- 3- 6- 6 コンクリート舗装工
- 3-10- 5 土留・仮締切工
- 3-10-22 足場工
- 4- 4- 1 一般事項
- 5- 3- 2 工場の選定
- 5- 7- 5 継手

《河川編》

第1章 築堤・護岸

- 1- 5- 2 材料

第3章 樋門・樋管

- 第2節 適用すべき諸基準

第4章 水門

- ・ 第2節 適用すべき諸基準
- ・ 4- 3- 2 材料
- ・ 4-12- 6 支承工
- ・ 4-13- 3 支承工
- ・ 4-16- 1 一般事項

第5章 堰

- ・ 第1節 適用
- ・ 第2節 適用すべき諸基準
- ・ 5- 4- 1 一般事項
- ・ 5- 5- 1 一般事項
- ・ 5- 6- 1 一般事項
- ・ 5- 8-10 支承工
- ・ 5-13- 6 支承工
- ・ 5-14- 3 支承工
- ・ 5-15- 3 支承工

第8章 河川維持

- ・ 8- 4- 2 堤防除草工
- ・ 8- 6- 2 材料

《海岸編》

第1章 堤防・護岸

- ・ 1- 9- 1 一般事項

《砂防編》

第3章 斜面对策

- ・ 第2節 適用すべき諸基準

《ダム編》

第1章 コンクリートダム

- ・ 1- 3- 3 過掘の処理

《道路編》

第2章 舗装

- ・ 第2節 適用すべき諸基準
- ・ 2- 3- 1 一般事項
- ・ 2- 8- 1 一般事項
- ・ 2- 8- 2 材料

第3章 橋梁下部

- ・ 第1節 適用

- 第2節 適用すべき諸基準
- 3- 4- 8 橋台躯体工
- 3- 6- 9 橋梁フーチング工

第4章 鋼橋上部

- 第2節 適用すべき諸基準
- 4- 4-10 支承工

第5章 コンクリート橋上部

- 第1節 適用
- 第2節 適用すべき諸基準
- 5- 4- 6 支承工
- 5- 5- 2 プレベーム桁製作工（現場）
- 5- 5- 3 支承工
- 5- 6- 3 支承工
- 5- 7- 3 支承工
- 5- 9- 3 支承工
- 5-10- 3 支承工

第6章 トンネル（NATM）

- 第2節 適用すべき諸基準

第7章 コンクリートシェッド

- 第2節 適用すべき諸基準
- 7- 4- 3 架設工

第8章 鋼製シェッド

- 第2節 適用すべき諸基準
- 8- 4- 6 受台工

第14章 道路維持

- 第2節 適用すべき諸基準
- 14- 4- 7 路上再生工
- 14- 7- 2 材料

第15章 雪寒

- 15- 3- 6 歩道除雪工

第16章 道路修繕

- 第2節 適用すべき諸基準
- 16- 8- 2 材料